

## 延岡市パートナーシップ宣誓制度（案）に関する意見募集の結果について

### 1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集の対象 延岡市パートナーシップ宣誓制度（案）
- (2) 意見募集の期間 令和3年1月26日（火）から令和3年2月15日（月）まで
- (3) 公表の方法 市のホームページに資料の掲載  
市役所、公共施設等で資料の縦覧

### 2. 結果の概要

- ・意見数（意見提出者数） 10件（7人）
  - 電子メール 6人
  - LINE 1人
  - FAX、郵送、直接持参 各0人

### 3. 意見の内容

受理した意見の内容とそれに対する市の考え方は次のとおりです。なお、意見募集対象の「延岡市パートナーシップ宣誓制度（案）」については、「制度（案）」と表記します。

No.	意見（概要）	市の考え方
<b>【多様性への理解に関する内容】</b>		
1	とても良いことだと思う。 多様性を認め、全ての人が理解し、変な差別のない世の中であって欲しいと思う。（当事者の方は）私の知らないところで、多くのご苦労や悩みがあったと思う。 差別のない世の中が世界の平和にも繋がると思う。	本市では、令和元年10月に、延岡市すべての市民が尊重されるまちづくり条例を施行し、また、条例の理念に基づいて、本市の人権施策の指針であります、延岡市人権教育・啓発推進方針改定版を今年3月に策定する予定です。 本制度（案）は、これらに基づいて、今まで一般的・典型的だと考えられてきた性のあり方に当てはまらない、いわゆる性的少数者の方々の思いを受け止め生きづらさを解消していくことを目指して導入を予定しているものです。
2	現代において「多様性を認める」ことは当たり前のことであり、市としてこういった宣言を目に見える形で名言することに賛成する。	また、国において、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方について検討を進めているところであり、このような国の動きも注視しているところです。
3	男女問わず、自分の大切な人同士がパートナーである事を宣言できる延岡市であって良いと思う。 夫婦別姓もしかり、これからの時代は個々の人達が幸せになる為に自由な選択肢ができるようお願いしたい。	いずれにしましても、本制度（案）の導入等により、多様な性のあり方への理解が進むことはもとより、市民の方が互いに多様性を認め合うことのできるような人権が尊重されるまちづくりにつなげていきたいと考えています。

【制度の導入に関する内容】	
4	<p>パートナーシップ宣誓制度について、当事者（トランスジェンダー）として、何度か市の担当課（人権推進課）に足を運び、また、フェイスブックやツイッターで可能な限り訴えるなど、宮崎市ですでに導入されていることを踏まえ、延岡市での導入を待ち続けている。</p> <p>性的マイノリティ当事者の生きづらさ（世間体という見えない圧力に耐え、仕事でも家庭でも秘密にせざるを得ない状況に耐えることなど）は、市も理解していると思うし、当事者は、このような宣誓制度を使えることで希望を持つことができる。</p> <p>同性愛者に婚姻（ともに家族をつくりたいという望み）が許されないことは、憲法における「法の下での平等」の権利を損なうものだと理解している。本来は国において同性婚を法制化することを望むが、道のりは遠いと言わざるを得ない。そうした中で、宣誓制度は性的マイノリティの人権の拠り所となる。</p> <p>当事者として、そしてオープンリートランスジェンダー（MtoF）として切に切に1日も早い導入を願う。延岡市で導入されれば、同様に西臼杵に居住する性的マイノリティにも大きな希望を与えると考える。</p>
5	<p>人権や公平性について考えると、国の同性婚法制化までの救済措置として、自治体によるパートナーシップ宣誓制度の導入は当然の流れだと思う。</p> <p>また、全国的に見ると、性的少数者とされる方々の割合に対してパートナーシップ宣誓制度の利用率が低い現状があるが、利用するかしないかに拘わらず、選択肢の存在が周知される事で救われる人がたくさんいることも確かなはずだ。</p>
	<p>パートナーシップ宣誓制度は、平成27年4月に同様の制度が東京都渋谷区で導入されて以降、民間団体（特定NPO法人虹色ダイバーシティ）の調査（令和2年12月現在）によると70自治体で同様の制度が導入され、1,516組のパートナーが認知されているとのこと。</p> <p>本市でも、このような多様な性のあり方に関する全国的な動きはもとより、当事者の方々の思いを受け止め形にするために、現在導入を検討しているところです。</p> <p>本制度（案）は、婚姻制度とは異なり、法律上の具体的な権利義務は発生しませんが、市として、性的少数者の方々の思いを受け止め、生きづらさを解消していくことを目指しています。</p> <p>また、制度（案）の導入に当たっては、多様な性のあり方を始め、多様性への理解を進めるために、市民の皆様への啓発も併せて取り組むこととしています。</p> <p>こうした考えの下、今回のパブリックコメントでの市民の皆様からのご意見を踏まえて、令和3年度の早期に導入するための準備を進めていきます。</p>

【制度の周知・啓発に関する内容】	
6	<p>性的少数者の方の間でも賛否両論のある制度のようなので、市で利用できる制度についての情報を誰もが理解しやすいように提示(公開)していくことが重要なことのように思う。</p>
7	<p>「制度の趣旨の理解」が、一市民として大切なことに感じる。性的少数者の方々が安心して制度を利用できるように、導入後の取組、宣誓者の方々への配慮・ケアを明確化して欲しい。</p>
【制度の手続き、要件等に関する内容】	
8	<p>宣誓は、平日の夜間や土・日・祝日に行うことは可能か。開庁時間以外の受付は難しいかもしれないが、平日の日中が難しい場合や、記念日を宣誓日としたい場合もあると思うので、例えば夜間窓口で必要書類を提出し、後日、担当課の職員が受理する(宣誓日は提出日とする)等の柔軟な対応を望む。</p>
	<p>本制度(案)の導入に当たっては、多様な性のあり方に関する全国的な動きを踏まえ、当事者の方々の思いを受け止め、生きづらさを解消していくことを目指しています。</p> <p>現段階では、市営住宅の入居要件に該当するように検討を進めていますが、利用できるサービス等については、順次、分かりやすくお知らせしていきたいと考えています。</p>
	<p>本制度(案)の導入に当たっては、制度(案)の内容はもとより、多様性への理解が進むことが非常に大切であり、そのことが安心して制度を利用いただけることにつながると考えています。</p> <p>つきましては、民間事業者や市民の皆様についても、制度(案)を導入することをきっかけに、多様な性のあり方を始め、多様性への理解が進むような周知・啓発を行っていききたいと考えています。</p>
	<p>制度(案)を活用していただくに当たって、手続きを円滑に進めるため、まずは、担当課(人権推進課)に電話予約(宣誓日の調整、申請書類等の確認など)をしていただくことにしています。</p> <p>また、宣誓する際は、職員の立会いのもとパートナーシップの関係を宣誓していただくこと条件とする方向で検討していることや、制度(案)の利用者の方のプライバシー等への配慮などを踏まえた上で、基本的に開庁時間に担当課(人権推進課)が対応することを想定しています。</p> <p>しかしながら、制度(案)を活用していただくに当たっては、ご意見にありましたとおり、それぞれの事情があるのではないかと考えます。こうしたことから、事前に電話予約をいただく際に、内容をご相談させていただきながら、可能な限り、柔軟な対応に努めていきたいと考えています。</p>

9	<p>2022年の4月1日より、民法改正により成人年齢が18歳となるが、宣誓の年齢要件について変更の予定はあるか。</p>	<p>本制度（案）の導入に当たり、要件等の必要な事項は、市民の皆様からの意見を踏まえまして、市の内部規定であります要綱に定めることにしています。</p> <p>その中で、年齢につきましては、「民法の規定による成年」と規定する方向で検討しています。</p> <p>その場合、本制度（案）の概要を公表した際（導入を予定している令和3年度の段階）は満20歳以上でしたが、民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）の施行（令和4年4月1日）以後は、満18歳以上になると考えています。</p>
10	<p>「ファミリーシップ制度」についても検討されるべきだと思う。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度導入後には、子どもの尊厳を守る必要が出てくると思う。ネットの情報から、既に同性カップルで子を育てている方々がたくさんいる。当然家族として尊重されるはずだが、私は過去に「子どもが可哀想」との言葉を投げかけられたことがある。</p> <p>それが子の福祉における不利益について言っているのだとすると、そもそも周り認識（偏見や、現行制度による線引きが原因）の課題であるはずなのに、親が同性愛者であることに責任転嫁してしまう現実があるのだとショックを受けた。</p> <p>例えば、兵庫県明石市や東京都足立区の「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」に倣って、子どもを含めた家族の尊厳についても傷つけられる事が無いよう、周知の面でも検討していただきたい。</p>	<p>ご意見にありましたように、本制度（案）を利用される方が、子育てをされていることなども想定されますが、制度（案）の利用の如何に関わらず、どのような理由があっても差別や偏見は許されることではありません。</p> <p>本制度（案）は、当事者の方々の思いを受け止め、生きづらさを解消していくことを目指して導入を進めていますが、その際に、多様な性のあり方を始め、多様性への理解をすすめていくために、市民の皆様への啓発についても取り組むことにしています。</p> <p>そうしたことから、制度（案）の導入に当たっては、このようなことも念頭に置いて、偏見や差別、不利益などが生じないよう市民の皆様への周知・啓発に取り組んでいきたいと考えます。</p> <p>まずは、このような取組を進めていく中で、養育している子どもを含めた、いわゆるファミリーシップなどの取扱いについても、他自治体の事例等を参考にするなどして、どのような対応が適当かを判断して参りたいと考えています。</p>